

奈良県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年八月二十一日

奈良県議会議長 山 本 進 章

奈良県議会規則第一号

奈良県議会傍聴規則の一部を改正する規則

奈良県議会傍聴規則（昭和四十年四月奈良県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、議長又は委員長（以下「議長等」という。

）が特に必要と認めるときは、傍聴人の人数を制限することができる。

第四条第一項中「議長又は委員長（以下「議長等」という。）」を「議長等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。